

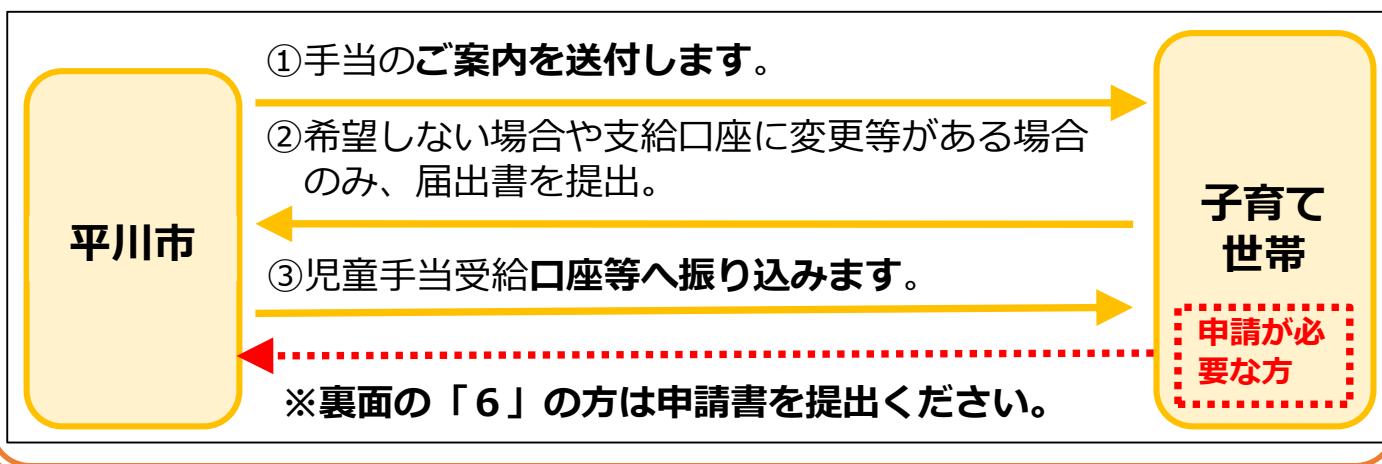
物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき3万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

※申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、支給を希望しない場合や支給口座に変更等がある場合は令和8年1月28日（水）までに届出書を提出してください。



1 対象児童

次に記載する児童が対象になります。

(1) 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童

（令和7年9月に出生した児童については10月分）

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日に出生した児童

2 支給対象者

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3 支給額

対象児童1人につき**3万円**（1回限り）です。

※うち、1万円は国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

4 支給時期

平川市では2月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は平川市子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5 支給方法

(1) 児童手当受給者

原則、児童手当振込指定口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

※口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されません。令和8年1月28日までに必ずお手続きください。

※届出様式は、平川市ホームページからダウンロードできます。

6 申請が必要な方

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者（すでに児童手当の手続きを平川市でしている場合を除く）

～公務員の方へ～

公務員の方は、申請書に必要事項を記載し、所属庁から「**公務員児童手当受給状況証明欄**」を記載してもらった上で、平川市子育て健康課子ども支援係に提出してください。

7 よくあるご質問

■引っ越しした場合はどうなりますか？（公務員以外）

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当振込指定口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先（平川市役所）

子育て健康課 子ども支援係

電話：**0172-55-5832（直通）**

（受付時間：平日8:15～17:00）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：**0120-252-071**

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに平川市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに平川市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。